

## 小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和7年11月26日（水）午後4時00分～午後5時00分

場所 小田原市役所 3階 議会全員協議会室

2 出席者氏名

2番委員 益田 麻衣子（教育長職務代理者）

4番委員 齊藤 修一

5番委員 松葉口 玲子

3 説明員等氏名

教育部長 菊地 映江

子ども若者部長 吉野 るみ

教育部副部長 岡田 夏十

教育部副部長 諏訪部 澄佳

子ども若者部副部長 矢島 佳典

教育総務課長 安藤 良徳

学校施設担当課長 久保 浩一郎

教育指導課長 松澤 俊介

保健給食課長 吉澤 太郎

保育課長 前島 正

その他関係職員

（事務局）

教育総務課係長 三浦 慶太郎

教育総務課主査 岩澤 広明

4 報告事項

（1）たちばなこども園（幼稚部）新入園児の応募状況等について（保育課）

（2）令和8年度公立幼稚園新入園児応募状況について（教育総務課）

5 議事

日程第1

報告第7号事務の臨時代理の報告（令和7年度小田原市一般会計補正予算）について  
(教育部)

日程第2

議案第31号令和7年度教育委員会事務の点検・評価について（教育総務課）

日程第3

議案第32号小田原市教育委員会会議規則の一部改正について（教育総務課）

6 報告事項

（3）オンラインによる方法を活用した会議等の取扱要領について（教育総務課）

## 7 議事等の概要

- (1) 職務代理者開会宣言
  - (2) 教育長が不在のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び第14条第5項の規定に基づきまして、教育長職務代理者が会議運営を宣言。
  - (3) 10月定例会議事録の承認
  - (4) 議事録署名委員の決定…4番 齊藤委員、5番 松葉口委員に決定
- 

- (5) 報告事項(1) たちばなこども園（幼稚部）新入園児の応募状況等について（保育課）

○保育課長 それでは、御説明申し上げます。

お手元の「資料1 たちばなこども園（幼稚部）新入園児の応募状況等について」を御覧ください。

たちばなこども園は、本市では初となる公立の幼保連携型認定こども園で、橘地域に保育施設がない状況や、同地域内の公立幼稚園を利用する園児数の減少を踏まえ、公立幼稚園2園を統合する形で整備を決定したものです。

認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。幼稚園に該当する幼稚部と保育所に該当する保育部とがありますが、入園の手続きや時期については、それぞれ、市内の幼稚園、保育所と同様に行うこととしています。

この度、たちばなこども園の開園時期である令和8年4月から利用を希望する世帯の応募状況等について取り纏めましたので、報告を行うものです。

初めに、「1. スケジュール」でございますが、たちばなこども園は現在、園舎を建設中のため、園に訪問して、その雰囲気や保育の様子を見学することができません。このため、入園を希望又は検討されている方に向けた説明会を3日間に亘り開催しました。説明会には、幼稚部を希望されている方、保育部を希望されている方及び検討中の方を併せて96世帯、保護者とその児童を含め217人と多くの方にご参加いただけたところでございます。

その後は、公立幼稚園と同一のスケジュールで、10月15日から願書及び募集要項を配布し、11月4日、5日の2日間で願書を受け付けました。この結果3歳児（年少）クラスのみ、応募が定員数を上回りましたので、11月11日に抽選を行い、入園者を決定いたしました。

次に、「2. 選考方法」でございますが、申込みが定員に満たない場合は、そのまま入園決定となり、定員を超える申込みがあった場合には抽選により入園者を決定します。

抽選は、抽選対象者の立ち会いのもと、資料の（1）（2）に記載の方法で行いました。なお、選考にあたっては、市内居住者を優先しています。具体的には、市内居住者の申込みだけで定員を上回る場合は、市外居住者の申込みがあった場合でも、先ず市内居住者に限定して抽選を行い、入園者と補欠者を決める形としています。なお、補欠者は補欠の順番も決めており、仮に入園の辞退が生じた場合は、その順番に応じ順次繰り上げて入園を決定します。

このため、市外居住者は市内居住者の申込みが定員を下回る場合のみ、その空き枠の範囲内で入園が可能となっていますが、今回は、市内居住者の申込みしかありませんでした。

次に、「3. 幼稚部の応募状況等」について表にまとめております。

全体で29人定員のところ32人の応募があり、選考の結果、23人の入園が決定しております。内訳は記載のとおりですが、3歳児の定員9人に対して、18人の応募があり、定員と同数の9人の入園を決定しております。4歳児と5歳児は応募が定員に収まる人数でしたので、申込みのあった4歳児9人、5歳児5人の入園を決定いたしました。なお、定員に達していない、4歳児、5歳児については、再度、応募を1月9日まで受け付け、入園者を追加で決定します。

また、応募に際しては、保育部との併願を認めています。今回、幼稚部に入園が決定した方の中にも併願をされている方が複数おりますので、保育部の選考結果によっては、こうした方々が保育部を希望することにより、幼稚部の入園決定者が減少する可能性があります。これにより補欠者を充てても、なお定員に満たない場合には、3歳児についても、再度、応募を受け付け、入園者を追加で決定します。

令和8年4月には、出来るだけ定員に近い形で、運営を開始したいと考えておりますので、委員の皆様の周りに、入園について検討されている世帯がおりましたら、ご案内いただけますと幸いです。

2ページをご覧ください。

参考として、「保育部の申込について」掲載しております。

先ず「1. スケジュール」ですが、保育部の選考は、丁度本日実施しているところであります、この選考結果の発送は12月5日を予定しております。保育部に於いては、申込みと定員の充足状況により、3次募集まで実施する可能性があります。

次に、「2. 選考方法」ですが、幼稚部の様に抽選ではなく、「保育所等利用判定基準」を定めて、申込者の保育を必要とする事由を指数化し、その指数の高い方から順に、希望の保育所等の受け入れ可能人数と照らし合わせて選考を行います。

判定基準は市町村ごとに定めていますが、多くの世帯の申込みに対して、優先度を付けて選考ができるよう、その内容は細かく定めています。その一例を（1）～（4）として掲載していますが、幼稚部と同様に市内居住者を優先するほか、国からの通知に基づき、保育従事者が保育所等に児童を預けられることがより多くの児童を預かることに繋がるという考え方から、市内の認可保育所等に務める保育従事者の指数が高くなるよう加点を設けております。

最後に「3. 保育部の申込状況」を表にまとめてございます。

保育部の利用者の特性上、就労開始等に併せて申し込む方が多いことから4歳児以上は、もともと新規に申込みをされる方は少ないものですが、数名の方から申込みがありました。3歳児以下に於いては、2歳児が定員を下回っているものの、その他は定員を上回る申込みをいただいています。

なお、資料に記載のとおり、幼稚部との併願者が含まれるほか、保育所等の申込みは第1希望から第6希望までの申込みが可能であり、表中の数値には第1希望でない方も含まれて

います。このため、申込みが定員を超過しているクラスでも、選考後に定員が埋まらない可能性もあります。

保育部も同様に、定員に満たない場合には、2次募集、3次募集を通じて、追加で選考を行うことで、可能な限り多くの児童にたっぷりこども園を利用してもらえるよう、引き続き周知等に努めて参りたいと考えております。

以上で報告を終わります。

(質疑・意見等なし)

---

**○職務代理者** 以上で、子ども青少年部関係の報告が終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

---

(6) 報告事項(2) 令和8年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育総務課)

**○教育総務課長** それでは、私から御説明します。

資料2を御覧ください。資料上部「令和8年度新入園児応募状況（令和7年度募集実施）についてですが、まず、1学年の定員は、全体で385人です。なお、前羽幼稚園及び下中幼稚園は、「橋認定こども園」の開園に伴い、令和7年度末に閉園する予定です。そのため、令和4年度から休園している前羽幼稚園に加え、下中幼稚園につきましても今回は募集を行つておりません。

次に、Aの「願書配布数」ですが、去る10月15日から21日までの間、入園願書の配布を行ったところ、件数は42件でした。

Bの「願書受付数」ですが、11月1日及び5日で願書の受付を行ったところ、件数は36件でした。

各園ともに定員に達しておりませんので、現在も追加の申込を受け付けております。下の表の令和5年度から7年度までを見ていただくと、「5月1日年少園児数」は、11月時点の件数から若干増加する傾向にあります。

参考資料1を御覧ください。

令和3年10月1日に策定いたしました「小田原市立幼稚園の園児減少への対応指針」では、下部にあるとおり、集団の中で園児の発達段階に応じた様々な経験が得られる、園児数の最低基準として「1学年の園児数15人 1園の総園児数30人」と定めています。

裏面2ページを御覧ください。「3 最低基準を下回った場合の対応」として、公立施設が果たす役割を踏まえながら、統合・廃止を段階的に進めていくことを前提に、ア-複式学級の実施 イ-翌年度の入園児の募集の停止（募集開始後の停止を含む）ウ-休園または閉園を検討することとしています。

参考資料2を御覧ください。

市立幼稚園令和7年度園児数及び令和8年度園児数見込みについてですが、東富水幼稚園、報徳幼稚園の2園につきましては、令和7年度に続き令和8年度も最低基準を下回る見込みであります。

いずれにしても、園児数が減少傾向にある一方、支援を要する園児は増加傾向にあることから、インクルーシブ教育も論点の一つとし、幼児教育・保育の質の向上の観点や私立幼稚園の意向把握を踏まえ、公立園のあり方について検討を進めます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○齊藤委員 令和5年度と比較して、令和8年度の数は半減に近い状況がわかりました。今回の件に関しても学校教育の義務教育における新しい学校づくりについては、検討委員会で継続的に審議されていると思います。幼稚園に関しては対象外なのでしょうか。

○教育部副部長 齊藤委員からお話をありましたように小中学校については、新しい学校づくりに関する取り組みを進めております。そして、公立幼稚園につきましては、現在事務局の方で公立幼稚園のあり方について検討を実施しています。

この検討結果の報告を教育委員会の定例会等でお諮りする時期については、未定でございます。しかしながら、平成25年度の幼児教育無償化以降、公立幼稚園を含めた幼稚園全体のニーズは、働く保護者の方々の保育ニーズが高まる一方で、園児数が減少している状況にあります。この点を踏まえ、現在あり方を検討しており、何らかの方向性を示す予定でございます。

なお、資料2の裏面以降に記載されている「園児減少への対応指針」につきましては、引き続き活用ていきたいと考えております。来年度の園児数について考えますと、状況によって増加する可能性はございますが、現時点の推計では、酒匂幼稚園で25人、東富水幼稚園で29人、矢作幼稚園で35人、報徳幼稚園では14人程度となり、3園が「園児減少への対応指針」の適用対象となる見込みでございます。ただし、4月までの間に10~15人ほど増加する可能性もあるため、対象となる幼稚園が変更となる可能性もございます。

いずれにいたしましても、公立幼稚園のあり方につきましては、現在検討を進めているところでございます。以上です。

---

(7) 議事日程第1報告第7号事務の臨時代理の報告（令和7年度小田原市一般会計補正予算）について（教育総務課）

○教育部副部長 それでは、御説明申し上げます。

11月28日に開会する市議会12月定例会へ提出する令和7年度小田原市一般会計補正予算につきまして、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

議案書をおめくりいただき、資料1ページ「令和7年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

上段の歳入については、関連する歳出にて御説明します。

はじめに、歳出の1段目（項）教育総務費（目）事務局費、「高等学校等奨学金事業」につきましては、経済的な理由により、子供の修学が困難な家庭の支援に役立ててもらいたいと

の趣旨で、有限会社エコール学院様から5万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、奨学基金積立金を計上したものでございます。

次に、歳出の（項）2小学校費（目）1学校管理費、（項）3中学校費（目）1学校管理費、及び、（項）4幼稚園費（目）1幼稚園費の「教育環境の整備」の各事業につきましては、燃料価格の高騰等により、不足が見込まれる各施設の光熱水費を増額するものでございます。

なお、歳出合計54,915千円と歳入の50千円の差額、つまり必要な一般財源54,865千円につきましては、繰越金で補填するものです。当該標記については、補正予算全体で計上のため、教育部単体の補正予算では標記しておりません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

（質疑・意見等）

○齊藤委員 この教育環境の整備の施設維持・管理事業というのは設備投資を実施するということでしょうか。

○教育部副本部長 施設維持・管理事業につきましては、光熱水費のランニングコストになり増額となります。

○齊藤委員 質問の意図としては、今後、統廃合の話がどうしても出てくることを踏まえると、設備投資について「どこに」「どれだけ」「どう対応するか」という点が非常に難しい課題であると考えています。特に、投資に関しては慎重な判断が求められ、周知を徹底した上で進めるべきですが、この判断は非常に難しい状況にあると思います。

そのため、不要な投資を防ぐためにも覚悟を持って進めていかなければならぬと考えています。こうした点について、皆さんに改めてご認識いただきたいという趣旨で質問をさせていただきました。

---

（8）日程第2議案第31号令和7年度教育委員会事務の点検・評価について（教育総務課）

○教育総務課長 それでは、御説明させていただきますので、お手元の報告書（案）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに1ページから4ページまでは、令和6年度における教育委員会の活動状況をまとめたもので、定例会等の開催状況、会議等への出席状況を記載しております。

5ページを御覧ください。

こちらには、点検・評価の目的、実施方法、日程などについて記載しております。

続いて、6ページをお開きください。（4）ヒアリング日程等ですが、今年度のヒアリングは、10月17日金曜日午後2時から実施いたしました。学識経験者として、横浜国立大学教育学部准教授 鈴木氏、小田原市PTA連絡協議会会长 山本氏、及び元小田原市職員露木氏に御参加いただくとともに、露木氏にはコーディネーターを務めていただきました。なお、（5）のとおり、今回の選定にあたりましては、教育長及び教育委員の皆様の関心の高い3事業を選定し、ヒアリングを実施いたしました。

7ページ以降は、ヒアリング項目ごとに点検・評価結果を記載しております。

7ページ・8ページは、「放課後こども教室事業」でございます。はじめに、所管課の自己点検・評価として各事務事業の事業概要と成果、評価・振り返り、今後の方向性をまとめておりますが、これはヒアリング時の資料と同じ内容でございます。

8ページには、「ヒアリングにおける点検・評価者の皆様からいただいた御意見」を記載し、最後に「点検・評価者からの評価」及び ヒアリングを踏まえた「今後の方向性」を記載いたしました。

以降は同様に、9ページから11ページには「学力向上支援事業（ステップアップ調査ほか）」を、12ページから14ページには「教育研究運営等事業（研究所の組織等について）」について記載しております。

続いて、今回のヒアリングでの御意見等を踏まえた、今後の方向性を中心に御説明させていただきます。

8ページにお戻りいただき、表の最下段を御覧ください。

「放課後子ども教室事業」につきましては、各校の状況に合わせた効率的な運営を行なながら、他部局とも連携し、市としての「子どもの居場所」の在り方を考えてまいりたいと思っております。

11ページの最下段の欄を御覧ください。「学力向上支援事業」でございます。

令和8年度は、全校実施から3か年目を経て検証が可能となる年度であり、教職員の指導改善や個の学力向上とのつながりを検証するため、ステップアップ調査を実施する必要があると考えております。その際は教職員の負担軽減に配慮して実施してまいります。

その上で、一人ひとりの学び方の特長に注目して支援していくこと、学習場面以外での頑張りやつまづきも学力向上につながること、そのような指導方法が教職員に定着してきたなどを検証することで、令和9年度以降の調査実施について考えてまいります。

14ページの最下段の欄を御覧ください。「教育研究所運営等事業」でございます。

時代の趨勢などによる教育課題やニーズの多様化があり、それに合わせた研修を設定したことで業務が増加傾向にございます。

その中で、事業の評価・改善・取捨選択の機会が不足していたため、今後の事業計画においては見直しを行い、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、15ページから18ページまでにつきましては、令和6年度に実施した点検・評価結果と、その後の対応状況をまとめたものです。

19ページを御覧ください。こちらは、参考資料といたしまして、小田原市教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の成果指標に係る成果を添付してございます。

報告書についての説明は以上でございますが、最後に、今後の予定を御説明します。

報告書の5ページにお戻りください。

（2）点検・評価の実施方法 【オ】から【キ】を御覧ください。

本日の定例会で報告書について議決をいただき、その後、報告書を市議会に提出いたします。12月5日の厚生文教常任委員会での報告を予定しております。

その後でございますが、【ク】に記載したとおり、点検・評価における主要な御意見について、事務局としての考え方や対応を、隨時、教育委員会定例会で報告・協議しながら、事業への反映に努めてまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○松葉口委員 令和7年度の事務の点検・評価についてとあります、現年度中に結果が出てしまうものなのでしょうか。

○教育総務課長 今回点検・評価を実施した事業は、令和6年度に実施した事業に対して、点検・評価を行いました。今年度分につきましては、来年度に事業を選択した上で点検・評価を実施させていただく予定になっております。

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(9) 日程第3議案第32号小田原市教育委員会会議規則の一部改正について(教育総務課)

○教育総務課長 9月定例会より、進捗状況をご説明してまいりました「オンラインでの教育委員会定例会等の開催」について、ご説明いたします。

教育委員の皆様は、それぞれが社会的に重要な活動を担っているため、月1回の定例会であっても日程が調整できないことも多々あり、適切な委員活動を担保するためには、社会活動の実態に即した、より柔軟な会議形態が求められています。

コロナ禍でありました令和2年に、文部科学省より、通常時におけるオンライン会議システム等を活用した会議の開催について、遠隔地にいる構成員の参加を容易にすることなどにも資するものとして「オンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議の開催」について考え方を示されたものの、本市においては、今まで、その活用が図られておりませんでした。

そこでこの度、教育委員が教育委員会会議にオンライン会議システムを活用して出席することができるよう、オンラインでの教育委員会定例会等の開催についての制度を導入するため、小田原市教育委員会会議規則の一部改正をいたします。

具体的には、教育委員会「定例会」、「臨時会」及び「協議会」の3つについてオンライン会議システムを活用して出席することができるよう、オンラインでの教育委員会定例会等の開催についての制度を導入するものです。

それでは、お手元の資料の「新旧対照条文」をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、第3条についてです。こちらは、オンラインによって会議等に出席する委員は指定の場所に参集することができないため、ただし書きを追加するものです。

続いて、第4条の2についてです。この条につきましても、新たに追加するものでございます。

見出しからご説明します。見出しが「会議等の開催方法の特例」でございます。

第1項です。「教育長は、会議の開催について必要があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して会議等を開くことができる。」です。こちらの規定につきましては、教育長が「定例会」及び「臨時会」について、オンラインによる方法を活用して会議等を開くことができることを規定するものになります。

次に、第2項です。「教育長は、オンラインによる方法により出席している委員が、映像を送受信することができなくなった場合において、音声の送受信により当該委員が適時的確な意見表明を行うことができると認めるときは、オンラインによる方法により会議に出席しているものとみなすことができる。」

こちらの規定につきましては、接続環境等によって会議中に通信が正常でなくなった場合でも、音声の送受信により適時的確な意見表明を行うことができると認めるときは、オンラインによる方法により会議に出席しているものとみなすことができるとするものです。

次に、第3項です。「前2項に規定するもののほか、オンラインによる方法を活用した会議等の開催方法その他必要な事項は、別に定める。」

こちらの規定につきましては、オンライン会議システムを活用して出席する際の許可基準や届出等の細かな内容はこの規則とは別に設けて運用するものです。なお、詳細につきましては、本日の日程にございます報告事項の（3）となりますので、後ほどご説明いたします。

以上、説明となります。

（質疑・意見等）

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

（10）6報告事項（3）オンラインによる方法を活用した会議等の取扱要領について（教育総務課）

○**教育総務課長** それでは、オンラインによる方法を活用した会議等の取扱要領について、ご説明いたします。

こちらは、議案第32号の改正後的小田原市教育委員会会議規則第4条の2第3項の規定に基づき、オンライン会議システムを活用して出席する際の許可基準や届出等の細かな内容についての取扱要領を定めるものでございます。

お手元の資料をご覧ください。まず「第1条 対象会議等」についてです。

「オンラインによる方法を活用した会議等（以下「オンライン会議」という。）の対象は、小田原市教育委員会会議規則（平成7年小田原市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する会議及び第25条に規定する協議会（以下「会議等」という。）とする。」

こちらの規定につきましては、オンライン会議の対象となる会議等は「定例会」、「臨時会」及び「協議会」の3つとして規定するものです。

続いて「第2条 開催の手続き」についてです。

第1項「教育長は、オンライン会議の開催に当たっては、教育長職務代理者と協議の上、決定すること。」

第2項「教育長は、オンライン会議の開催を決定した場合は、各委員に連絡すること。」

第3項「オンラインによる方法での会議等への出席（以下「オンライン出席」という。）を希望する委員は、当該会議等の開催前までに、オンライン出席届（様式第1号）により理由を付けて教育長にその旨を申し出て許可を得ること。」

第4項「委員は、オンライン会議を活用する前までに、同意書（様式第2号）により教育長に注意事項等を遵守する旨を申し出ること。」

こちらの規定につきましては、オンライン会議の開催の判断については教育長と教育長職務代理者が協議して決めることとし、オンライン会議の開催を決定した場合は、各委員に連絡するものとしております。

また、第3項につきましては、オンライン出席する委員はその都度、理由を明記した届出を事前にご提出いただきます。第4項につきましては、委員全員から小田原市情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書にご署名いただきます。

続いて「第3条 オンライン出席の対象者」についてです。

オンライン出席の対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

第1号「教育長は、招集場所に参集するものとし、オンライン出席の対象者としない。」

第2号「委員は、オンライン出席の対象者とする。」

第3号「規則第9条に規定する職員は、当該職員が出席できない場合は原則として代理出席での対応とするため、オンライン出席の対象者としない。」

第4号「規則第20条に規定する請願をしようとする者は、請願者側からの意向に基づく出席であるため、オンライン出席の対象者としない。」

第5号「規則第24条に規定する証人その他関係者は、セキュリティの確保や本人確認を徹底するため、オンライン出席の対象者としない。」

第6号「小田原市教育委員会傍聴規則（昭和56年小田原市教育委員会規則第2号）第2条に規定する教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、オンライン出席の対象者としない。」こちらの規定につきまして、今回の改正においてのオンライン出席の対象者は、委員のみとなります。

続いて「第4条 オンラインによる方法を活用した会議の運用」についてです。

今まで条文のすべてを読み上げてまいりましたが、内容については資料をご確認いただきますようお願ひいたします。ここからは各条文の概要について説明させていただきます。

こちらの規定につきましては、基本的には第1号から第3号までのいずれかの事由に該当する場合にオンライン出席を認めることができる規定となります。なお、ただし書きにつきましては、現地に赴くことや現物確認を必要とする場合や、非公開案件の議事等、オンライン出席が適当でない場合は、オンライン出席することを認めることができないことを規定するものでございます。

続いて第5条、こちらの規定につきましては、WEB会議システムをZoomに指定するものでございます。なお、オンライン出席に必要な機材等は委員各自でご準備をお願いいたします。

続いて第6条、こちらの規定によりまして、オンライン出席する委員は事前にZoomでの接続確認をお願いいたします。なお、事前の接続確認につきましては、次条にも規定してございます。

続いて第7条、こちらの規定につきましては、文部科学省からも制度を運用する際の留意点として、非公開とすべき議事の情報が、誤り又は不正なアクセスにより漏えいすることのないよう、また、不正なアクセスにより議事が妨害されることないよう「地方公共団体の情報セキュリティポリシーにのっとり適切な対応を講じること」が求められているところでございます。各号の遵守をお願いいたします。

続いて第8条、こちらの規定につきましては、規則第14条において、採決の際の表決は挙手のほか記名または無記名の投票の方法がございますので、オンライン出席委員の表決は挙手のみで表決していただく規定でございます。

続いて第9条、こちらの規定につきましては、通信障害等が発生した場合は、オンライン出席委員だけでなくホスト側も通信状況を確認することを規定するものでございます。

続いて第10条、こちらの規定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、議事の公正を図るため、教育長及び委員、その配偶者もしくは三親等以内の親族の一身上に関する事件、あるいは教育長及び委員、その配偶者もしくは三親等以内の従事する業務に直接関係のある事件については、当該委員は除斥となりますので、当該委員がオンライン出席している場合は映像と音声の送受信を停止することによる除斥を行うことを規定してございます。

続いて第11条、こちらの規定につきましては、議事録の出席者名に括弧書きでオンライン出席した旨を記載することを規定するものでございます。

最後に第12条、その他についてです。規則や要領に定められた事項以外については、懇談会で必要に応じて協議のうえ決定する旨が規定されています。

以上で説明を終わります。

#### (質疑・意見等)

○齊藤委員 委員が対象になっているということで様々な配慮が必要だと思います。その上で、これはいわゆる災害対策や感染症対策も含めた枠組みだと認識しています。このような対策や活動を前提として検討する必要があるのではないかでしょうか。

例えば、地震などで交通機関が全て機能しなくなってしまった場合でも、定例会などを開催しなければならないケースが考えられます。その際、教育長が開催場所に来られない場合があると思います。このような状況について規定や対応がどのように設定されているかについても考慮されるべきではないかと思います。

○教育総務課長 斎藤委員からご指摘いただいた部分についてですが、確かに感染症や交通機関の事故などにより指定の場所に赴くことができない場合に対応するための会議運用規定

を設けています。ただし、教育長に関しては、現在の実施要領では収集場所に集まるものとし、オンライン出席を対象としない形で運用を行っております。

この実施要領については、必要に応じて適宜協議を行い、修正を加えることができるよう要綱の中に定めておりますので、その点を踏まえながら、柔軟に運用していきたいと考えています。

○齊藤委員 基本的にルールというものは、例外を想定した形で作るべきだと思っていました。民間で作るルールの場合でも、基本の考え方従いつつ、その枠組みに沿わない状況が起きた場合の例外対応を設けていることが多いです。そのため、柔軟性のある枠組みをあらかじめ設けておくことで、対応の幅が広がるのではないかと思います。

たとえば、政府も最近、感染症が再発する可能性を想定して、さまざまな要望や実施訓練を開始しています。同様に、これから先、会議の参加者が全員物理的に集まれなくなるといった事態も起こりうることを考慮する必要があるでしょう。ここで、「Zoom を使うべき」といったルールがある場合でも、万が一 Zoom が使用できない状況が発生した場合には、代替手段として「Google Meet」を活用するなど、柔軟な対応策を設けるべきです。

自分たちが作ったルールによって逆に縛られてしまうのは、最も避けるべきデメリットです。柔軟性を保つための余白をルールやワークフローに設けておくことが重要だと考えます。以上、個人的な感想になります。

○齊藤委員 第 11 条「議事録」の記載についてご参考までにお話させていただきます。上場会社の場合、オンライン出席が広く認められるのは良いことだと思いますが、もう 1 点追記するべき内容があるかもしれませんと 생각ています。

具体的には、事務局による通信状況の確認についてです。通信状況に問題がないことを確認した旨を議事録に記載しておくと良いのではないかと思います。証券会社としては、会社の取締役会がオンラインでの開催を前提にした場合、その機能が問題なく動作しているか、通信状況を事前に確認しているかを非常に重要視しています。

このような記録は、公式の場でも必要になることがあるのではないかでしょうか。そのため、この点についても議事録に追記しておくべきではないかと思います。

○教育総務課長 第 11 条「議事録」の記載について斎藤委員からご指摘いただいた内容について補足を考えさせていただければと思います。

○松葉口委員 オンラインで会議に出席する場合、事前に届出を出さなければならないということのようですが、私が出席する国や他の自治体で行われているオンライン会議の状況とは異なっているように感じます。

そうした点が重要なルールになっているということで、例えば横浜市の教育委員会でも同様の対応がされているのか気になりました。

教育委員会としての運営方針や関連するルールについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○教育総務課長 今回の規則を改正するにあたりまして、教育委員会の中で運用等について考えております。市役所内には総務部門という部署がございまして、規則の改正や必要事項についての相談を行っております。

また、オンライン出席に関しては届け出と合わせて、セキュリティポリシーを遵守する旨の同意書をご提出いただく予定としております。これに関しては法務部門とも相談した結果、オンライン出席をするという意思表明をきちんと取っておいたほうがよいという助言・アドバイスをいただきました。そのため、今回の要領では出席届の提出を求める方針とする結論に至った次第です。

○松葉口委員 「やれと言わればやります」という気持ちではあるのですが、かなり厳密なルールだなど率直に感じました。

事前に届出を提出しなければならないということですが、例えば急な用事でオンライン出席が必要になる場合、どのような対応が可能なのかについて教えていただければと思います。

○教育部長 小田原市として行政委員会がハイブリッド形式で会議を行うのは今回が初めてのケースとなります。市議会の常任委員会では過去に実施例がありますが、この取り組みは非常に先進的なものであるため、やや慎重な対応になっています。

今回の運用の基本となっているのは、文部科学省が発出している通達文です。その通達に従い、オンライン会議の参加メンバーは委員の方々に限定して進める形を取っています。

次に、セキュリティポリシーについてですが、教育委員会の会議内容にはプライバシーにかかる情報や予算に関する重要事項が含まれます。そのため、まず様式2号に従って記載いただき、提出をお願いしたいと考えております。

さらに、オンライン出席届についてですが、ハイブリッド形式といえども、基本的には月に1回の会議に対し皆様が直接お集まりいただき、ご協議いただくことを原則としています。ただし、緊急事態等が発生した場合にはメール等でも支障はございませんので、様式に則った内容を事前に提出していただければと思います。このような形で運用を進めていきたいと考えております。

---

(11)職務代理人閉会宣言

令和7年12月17日

柳下教育長

署名委員（斎藤委員）

署名委員（松葉口委員）